

「地上デジタル放送国民運動推進本部」開催要綱

1 目的

2011年7月の地上放送の完全デジタル化に向けた最終段階にあって、高齢者を含め、すべての国民に対する丁寧な啓発・相談、地域レベルのデジタル化への取組支援などすべての関係者が一体となった国民運動を展開することにより、国民の視点に立った地上放送のデジタル化を加速推進することを目的とする。

2 構成員

本部の構成員は別紙のとおりとする。

3 運営

- (1) 本部長は、総務大臣とする。
- (2) 本部長は、本部の会合を招集し、主宰する。
- (3) 本部の会合は、原則として、毎年1月24日及び7月24日に開催する。
- (4) 以上のほか、会議の運営に必要な事項は、総務大臣が定める。

4 庶務

本部の庶務は、総務省情報流通行政局地上放送課が行う。